**炭貯クラブ 規約　細則**

**（2023年9月1日に募集を開始した第3回プログラム用）**

第1条（目的）

この細則（以後本細則という）は「炭貯クラブ規約」に基づき、炭貯クラブの運営上必要な事項につき定める。

第２条（適用範囲）

本細則は、2023年9月1日に募集を開始した第3回プログラムにて申請し、認証されるクレジットに適用する。

第3条（プログラム参加費およびプログラム参加者）

規約第11条に規定するプログラム参加費は次のとおりとし、当該参加費を支払った者をプログラム参加者とする。



第4条（J-クレジット販売価格）

本プログラムにて認証されるクレジットは、相対取引にて販売価格を決定することとする。なお、1年たっても未販売クレジットがある場合は、未販売のクレジットを創成したプログラム参加者に対し、販売方法等を別途協議および審議するものとする。

第5条（維持・管理・営業販売経費）

本プログラムにて認証し、販売されたクレジット価格のうち、運営・管理者が「炭貯クラブ」及び、本プロブラムの維持・管理に係る経費、広告等広報にかかわる経費として1t-CO₂当たり10,000円以下（税抜）を充当する。

また、販売代理店または販売支援者に対しての支払いは、その都度契約条件を日本クルベジ協会との間で決定する。

第6条（排出権活動対価の支払い条件）

会員への排出権活動対価の支払いは、原則として、認証されたクレジット全量が販売されたのちに各プログラム参加者へ支払うものとする。

ただし、プログラム参加者が自ら購入企業を紹介してクレジットが販売された場合や、クレジット購入者が特定（個人や地域など）のクレジットを指定して購入した場合、その対応するクレジットに対してその該当分を優先的にそのプログラム参加者の排出権活動対価として支払うものとする。

第7条（責任の維持および継承）（規約第9条、12条関係）

運営・管理者は、入会希望者に対し、別紙に示す「プログラム参加に際しての重要事項」への同意を求める。

第8条（有効期限）

本細則は認証されたクレジット総量の完売時まで有効とする。

附則

本細則は、2023年9月1日に施行する。